



## 令和6年度の課税とお支払い方法について

今月から、令和6年度の市道民税(特別徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付書を発送します。お支払い方法は以下のとおりです。なお、口座振替を希望される場合は、各金融機関または納税係までお越しください。

## お支払い方法

- コンビニ
- QRコード決済(固定資産税、軽自動車税のみ)
- 各金融機関
- 口座振替

分割納付などの納税相談を随時受け付けていますので、希望される方は納税係までご連絡ください。

## 今月の納税

固定資産税 第1期  
 軽自動車税(種別割) 第1期  
 納期限 5月31日(金)まで

## 各税金の支払い月

|            | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 市道民税       |    |    | ○  |    | ○  |    | ○   |     |     | ○  |    |    |
| 固定資産税      |    | ○  |    | ○  |    | ○  |     |     | ○   |    |    |    |
| 軽自動車税      |    | ○  |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 国民健康保険税    |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |
| 後期高齢者医療保険料 |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |
| 介護保険料      | ○  |    | ○  |    | ○  |    | ○   |     | ○   |    | ○  |    |
| 老人福祉費負担金   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  |
| 保育所保育料     | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  |
| 公営住宅使用料    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  |

※納期限は毎月の月末です。月末が土日・祝日の場合は翌営業日となります。

## 空知総合振興局からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は、5月31日(金)です。

納税通知書は、5月7日(火)に発送します。

スマホやパソコンなどにより、自宅やオフィスなどからQRコードを利用してキャッシュレス納税が利用できます!

詳しくはこちらから➔



## 現金で納める場所

- ◆金融機関・郵便局(一部金融機関を除く。)
- ◆主要コンビニエンスストア
- ◆空知総合振興局・道税事務所の窓口





## 国民健康保険高額療養費支給申請手続きの簡素化

令和6年4月から、初回申請時に簡素化の同意書を提出することで、次回以降の申請手続きが不要となり、指定された口座へ振り込まれます。

### ①お持ちいただくもの

- 振り込みを希望する金融機関の口座情報がわかるもの
  - 世帯主のマイナンバーがわかるものおよび本人確認書類
  - 手続きにいらした方の本人確認書類
- ※本人確認書類は、顔写真付きは1点、顔写真がないものは2点必要となります。

### ②申請方法

初回申請時に、「高額療養費支給申請手続きの簡素化に関する同意書」を医療保険係へ提出してください。

### ③手続き後の受給について

手続きをした翌月以降、高額療養費に該当した場合は、指定の口座へ振り込まれます。入金日は

診療月の約3～4カ月後です。高額療養費が発生した場合には振り込み前に支給決定通知書を送付しますので、入金額および入金日などをご確認ください。初回の翌月以降は、高額療養費支給のお知らせは送付されません。

### ④自動振り込みの停止について

- 国民健康保険税の滞納がある場合
- 医療費の一部負担金に未納がある場合
- 対象者の異動などがあったときまたは被保険者証の記号番号が変更になったとき
- 指定した金融機関の口座に入金できないとき
- 手続きの簡素化が業務遂行上適当ではないと判断した場合

※簡素化申請以前に申請案内がされているものは、対象となりません。

※申請日によっては、翌月も高額療養費の申請書が送付される場合があります。その場合は、従来どおりの申請をお願いします。

※75歳到達により後期高齢者医療保険へ移行した場合は、別途後期高齢者医療保険での申請が必要です。

※交通事故などの第三者行為や労災、医療費の一部負担金の支払いが済んでない場合は、国民健康保険担当窓口までお知らせください。

## 受診者のルール4か条!

病院にかかるときは、受診者もルールを守ることが大切です。右の4つのことに気を付けてみましょう。



**むやみにお医者さんを代えない!**

同じ病気で次々と医療機関を代えていませんか? 医療機関を代えるとその度に初診料や検査料がかかり、医療費がかさみます。

また、重複する検査や投薬により治療に対する疑問や不安がある場合は、医療機関を代える前に、遠慮せず医師に相談してみましょう。

### 一. 体に異常を感じたら早めに受診!

早期発見! 早期治療! が大切です。

### 一. 保険証・診察券を忘れずに!

お薬手帳があれば持参しましょう。

### 一. 服装などにも気をつけて!

ボタンのついたシャツやカーディガンなど、前が開ける衣類が便利です。  
※男性はネクタイを外してください。

### 一. 急激なからだの変化がないときは、診療時間内に受診!

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。